

10月の乳幼児の健康診査

※該当月に受けられない場合は子育て支援課若しくは各支所保健福祉課へご連絡ください。

地域	内容	対象	日	受付時間	場所
一関 花泉	3～4カ月児健診	27年6月1日～15日生まれ	21☉	12:45～13:00	一関保健センター
		27年6月16日～30日生まれ	22☉		
	9～10カ月児相談	26年12月1日～19日生まれ	21☉	8:45～9:00	
		26年12月19日～31日生まれ	22☉		
	1歳6カ月児健診	26年3月1日～16日生まれ	8☉	12:45～13:00	
		26年3月17日～31日生まれ	9☉		
	2歳6カ月児歯科健診	25年4月1日～14日生まれ	8☉	8:45～9:00	
		25年4月15日～30日生まれ	9☉		
	3歳児健診	24年4月1日～12日生まれ	1☉	12:45～13:00	
		24年4月13日～30日生まれ	2☉		
大東 千厩 東山 室根 川崎 藤沢	3～4カ月児健診	27年6月生まれ	20☉	12:45～13:00	川崎防災センター
	9～10カ月児相談	26年12月生まれ	13☉	9:00～9:15	千厩保健センター
	1歳6カ月児健診	26年3月生まれ	15☉	12:45～13:00	
	2歳6カ月児歯科健診	25年4月生まれ	13☉		
	3歳児健診	24年4月生まれ	14☉		

※きょうだいなどの同伴でお手伝いが必要な人は託児スタッフが対応します。健診日の2週間前までに申し込んでください。

☎子育て支援課（一関保健センター内）または各支所保健福祉課

information

ふれあいひろば

☎一関子育て支援センター ☎21470

就学前の子供と保護者が、自由に遊んで交流を深めます。保育士・専門スタッフが子育ての相談にも応じます。

◇日時…☉～☉ 9:30～15:30、☉・第1☉・第3☉ 13:30～15:30（祝日を除く）

◇場所…一関保健センター

コンビニ受診をやめましょう

☎健康づくり課（一関保健センター内）

コンビニ受診とは、緊急性のない軽症患者が、外来診療をやっていない休日や夜間に、自己都合で救急外来を受診する行為です。病气やけがなどで医療機関にかかる場合は、診療時間内に受診しましょう。

保健所の10月の検査など

☎一関保健所 ☎1415

【①骨髄バンクドナー登録と②血液等検査】

◇日時…10月13日☉、27日☉ \*時間は☉ 9:00～9:30 ☉11:00～12:00

◇場所・参加費…一関保健所・無料

◇その他…要予約 \*②の検査種類はHIV、肝炎、クラミジア

【医師によるこころの健康相談】

◇日時・場所…10月1日☉ 13:30～15:30・一関保健所

【フリースペースひだまり】

◇日時・場所…10月5日☉、19日☉、13:30～16:00・市勤労青少年ホーム

医療と介護の窓

～みんなで守ろう地域医療～



文・一関市国保藤沢病院

訪問診療の仕組みを知ろう

■訪問診療とは

訪問診療とは、住み慣れた自宅で暮らす患者さんと家族を支えるための医療です。

体が弱り、通院が困難になった患者さんや家族が住み慣れた自宅で最後を迎えさせたいと希望される人たちが、訪問診療を利用しています。

訪問診療では患者さんを定期的に訪問し、健康状態の管理をするほか、患者さんと家族に対して、生活や介護に関する助言をします。

当院は、病状が変化しやすく頻回の訪問が必要な患者さんに24時間対応できるよう、訪問看護ステーションや他の医療機関と連携して在宅療養支援体制を整えています。

訪問診療を受ける事で、在宅酸素療法や人工呼吸器による治療、

点滴、床ずれの治療、がんの緩和医療や自宅での看取りなど、さまざまな治療を自宅で受ける事ができます。

■支援の体制

在宅療養では、医療だけでなく介護や生活の支援がとても大切です。

介護する家族の負担を減らし、患者さんと家族が望む生活を支えるため、訪問看護や、訪問介護、在宅療養に必要な用具の貸し出しなど、さまざまな制度を活用できます。

患者さんを中心に、携わるすべての専門職が協力しあい、患者さんご家族が安心して療養できるよう支援します。

■相談先

訪問診療については、かかりつけ医、または病院の地域連携室に相談してください。

☎健康づくり課（一関保健センター内）・一関市国保藤沢病院 ☎63-5211



みんなの暮らしを便利にする

マイナンバーのお知らせ

VOL.5

1 10月14日☉以降に、マイナンバーを簡易書留で世帯ごとに送ります

1 マイナンバーの受け取り方法

マイナンバーは簡易書留で、世帯ごとに送ります。受領には、郵便局の受取確認書類に押印または記名が必要です。日中に不在の場合は「郵便物等ご不在連絡票」で通知します。指定の郵便局に速やかに電話し、受け取りが可能な時間を伝えるか、郵便局の窓口で受け取ってください。郵便局で受け取る場合は「郵便物等ご不在連絡票」「住所確認書類（運転免許証、健康保険証等）」「印鑑」が必要です。郵便局での預かり期間は1週間です。その期間を過ぎた場合は、本庁市民課で一定期間保管します。

2 届いた書類を確認してください

次の3つが入っているか確かめてください。「通知カード」はなくさないように大切に保管してください。

マイナンバーの「通知カード」と「マイナンバーカード」の申請書

返信用封筒

パンフレット

2 法人には10月以降、順次法人番号を通知します

1 法人番号を割り当てられる団体は

法人番号は①国の機関②地方公共団体③会社法その他の法令の規定により設立の登記をした法人④上記以外の法人または人格のない社団等であって、法人税・消費税の申告納税義務または給与等の所得税の源泉徴収義務を有することになる団体一に割り当てられます。

上記で法人番号を指定されない法人または人格のない社団等でも、個別法令で設立された国内に本店を有する法人や国税に関する法律に基づいて税務署長等に申告書・届出書等の書類を提出する団体など、一定の要件に該当する場合、国税庁長官に届け出をすれば法人番号を得られます。

法人番号は1法人に対し、1番号だけ指定されます。法人の支店、事業所等や個人事業所には、法人番号は指定されません。

2 法人番号は13桁の数字です

法人番号は、13桁の番号です。12桁の基礎番号とその前に付く1桁の検査用数字(チェックデジット)で構成されます。

3 法人番号の通知方法は

10月以降に、国税庁長官からの文書で順次通知します。設立登記法人の場合、登記している所在地へ通知。設立登記法人以外の法人、人格のない社団等で国税に関する法律に規定する届出書を提出している団体の場合は、届出書に記載された所在地へ通知します。県内は、10月28日☉発送予定です。

4 法人番号の公表について

法人番号は、インターネット(登録簿)を通じて公表します。公表する情報は、法人番号の指定を受けた団体の①商号・名称②本店または主たる事務所の所在地③法人番号一の3項目(基本3情報)です。商号や所在地等に変更があった場合は、公表情報を更新し、変更履歴も公表します。

法人番号は、誰でも自由に使用でき、官民を問わずさまざまな用途で利活用可能なものです。例えば、法人番号を検索すれば、名称や所在地を確認できます。取引先の登録・更新が可能になり、取引情報の集約や整合性の確認などの効率化が期待できます。

問い合わせ

コールセンター(全国共通ナビダイヤル)

☎0570・20・0178

平日9:30～17:30

☉☉と年末年始を除く

\*通話料はおよそ60秒ごとに10円です